

【参 考】

緊急通行車両の取扱について

緊急通行車両の取扱について

広域火葬計画本文

2-3 資器材等の確保

(1) 市町村は、災害発生時に備え、次の事項を確保する等必要な措置を講じておくものとする。

- ① 遺体安置所
- ② 骨つば、棺及び遺体保存剤
- ③ 作業要員の確保方法
- ④ 火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路
- ⑤ その他必要事項

(2) 市町村は、災害発生時における資器材の確保のため、必要に応じて、葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結等措置を講じておくものとする。

2-4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、遺体の搬送等に使用を予定している車両については、法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、府公安委員会に事前に届けておくものとする。

3-6 遺体等の搬送

(1) 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ府公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする。

(2) 被災市町村は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を府に要請するものとする。

火葬場までの搬送手段の確保のための葬祭業者等との協定の締結について

災害救助法、同施行令及び大阪府災害救助法施行細則に基づき、遺体の処理は市町村が行うことになっており、遺体の搬送もこれに含まれる。については、遺体の搬送は、災害救助法、同施行令及び大阪府災害救助法施行細則に基づき、市町村が行うものとする。

災害発生時における円滑な遺体の処理を行うためには、火葬場までの搬送手段の確保が必要であり、市町村は、必要に応じて、葬祭業者等と協定を結んでおくものとする。市町村は、協定を締結した場合、協定先及び協定事項を府へ報告するものとする。

府は、市町村からの協定に関する報告を整理しておくとともに、災害の規模等により、被災市町村によっては、搬送手段が十分確保できないことが想定される場合があるので、自衛隊、関係業者等に対して災害発生時における協力を申し入れておくものとする。

緊急通行車両の事前届出について

災害発生時における円滑な遺体の処理を行うためには、火葬場までの遺体の搬送のための緊急通行車両が必要であり、遺体の処理の主体である市町村が所管警察署に届け出るものとする。

緊急車両の届出の手続きには、事前に届け出る方法と災害発生時に届け出る場合がある。届出の内容等については、事前の場合も、災害発生後の場合も、大差はなく、事前に届けた場合であっても、災害発生後に届出済証を提示し、確認証明書及び標章の交付を受けることになっている。また、災害発生後の場合でも、申請後すぐに確認証明書及び標章が交付される。

したがって、市町村は、必要に応じて、緊急通行車両として、市町村有車両又は委託契約先の所有車両を所管警察署に事前に届け出ておくものとする。

なお、事前届出の申請主体は、地方公共団体のみとなっており、関係団体及び関係業者は申請することはできない。

【 参 考 】

1 緊急通行車両について

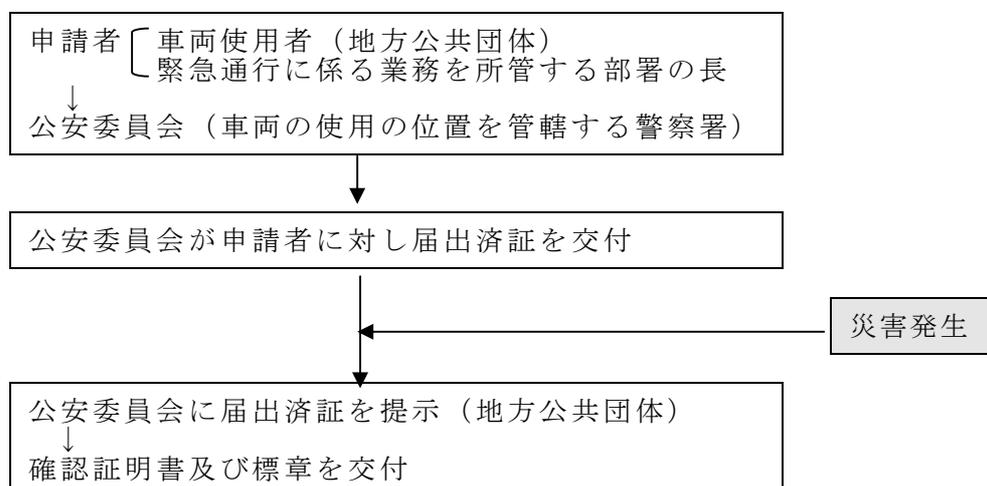
緊急通行車両の対象となるものは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるもので、次のいずれの要件も満たしている必要がある。

- ①防災計画等に基づき災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両
- ②指定行政機関等の保有車両又は指定行政機関等に準じた機関の保有車両等
- ③車両の使用の本拠の位置が大阪である車両

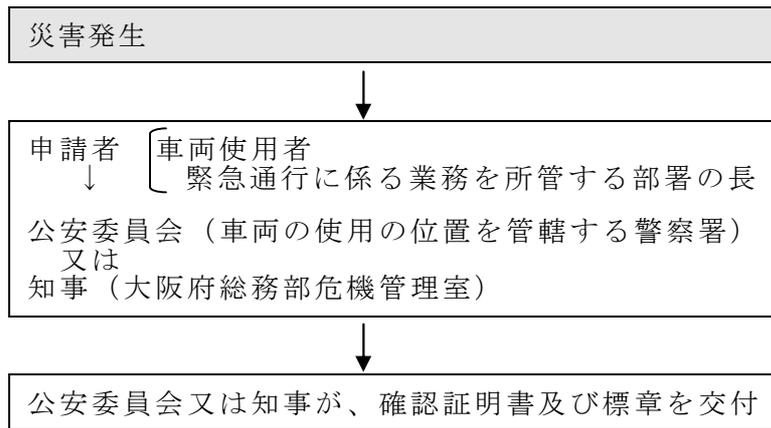
2 緊急通行車両の届出事務について

緊急通行車両の届出には、①事前の届出、②災害発生時の届出の2つのケースがあり、事務のフローとしては次のとおりである。

①事前の届出



②災害発生時の届出



3 申請関係書類について

① 事前に届け出る場合の必要書類について

イ 市町村所有車両について

- ・ 緊急通行車両事前届出書（2通）

<記入例>
様式第1号

() 第 号 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿	
申請者住所 [各市町村所在地] (電話) 氏名 [各市町村長名] 印	
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 ③ 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 名称（[各市町村広域火葬計画担当課]）
業務の内容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 ⑥ 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	大阪府広域火葬計画に基づく遺体等の搬送
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	有 滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県（ ） 無
車両の住所	[車検証記載の車両の使用者の住所（所在地）] （ ） 局 番
使用者氏名	[車検証記載の車両の使用者の氏名（名称（代表者氏名））]
番号標に表示されている番号	[車両の登録番号]
出 発 地	[各市町村名]

注： この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車車検証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

- ・ 車検証の写し（1通）

- ロ 市町村契約等車両について
 - ・緊急通行車両事前届出書（2通）

<記入例>
様式第1号

() 第 号 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 申請者住所 [各市町村所在地] (電話) 氏名 [各市町村長名] 印	
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 ③ 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 名称（[各市町村広域火葬計画担当課]）
業務の内容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 ⑥ 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	大阪府広域火葬計画に基づく遺体等の搬送
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	有 滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県（ ） 無
車両の住所	[車検証記載の車両の使用者の住所（所在地）] （ ） 局 番
使用者氏名	[車検証記載の車両の使用者の氏名（名称（代表者氏名））]
番号標に表示されている番号	[車両の登録番号]
出 発 地	[各市町村名]

注： この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車車検証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

・ 上申書（1通）

<記入例>

（ ）第 号
年 月 日

上 申 書

大阪府公安委員会 殿

[市町村名] 印

大阪府広域火葬計画第2-4の規定により、遺体の搬送等に使用を予定している車両について、大阪府公安委員会に事前に届けておくものとなっています。

つきましては、下記の車両について、災害対策基本法第76条第1項に基づく緊急通行車両として事前に届け出たいので、上申します。

記

1 輸送協定先所在地

電話（ ） 局 番

2 同 名称（代表者名）

3 車両の登録番号

4 業 務 の 内 容

大阪府広域火葬計画に基づく遺体等の搬送に使用する

5 輸送協定等の内容

別添輸送協定書等のとおり

- ・ 車検証の写し（1通）
- ・ 輸送協定書等の写し（1通）

ハ 審査後交付されるもの

- ・事前届出済証

() 第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

注 意 事 項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1)緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2)当該車両が廃車となったとき。
 - (3)その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

② 災害発生後に届け出る場合の必要書類について

イ 事前届出済の車両の場合

- ・事前届出済証

() 第 号
年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

注 意 事 項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1)緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2)当該車両が廃車となったとき。
 - (3)その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

ロ 市町村所有車両の場合

- ・ 確認申請書（1通）

<記入例>

様式3号

緊急通行車両確認申請書	
年 月 日	
大阪府公安委員会 殿	
申請者住所 [各市町村所在地] (電話番号) 氏名 [各市町村長名] 印	
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 5 指定地方公共機関
	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関 6 その他（ ）
名称（ [各市町村広域火葬計画担当課] ）	
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 <input checked="" type="checkbox"/> 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）
番号標に表示されている番号	[車両の登録番号]
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	大阪府広域火葬計画に基づく遺体等の搬送
車 両 の 使 用 者	住 所 [車検証記載の車両の使用者の住所（所在地）] 電話番号（ ）
	氏 名 [車検証記載の車両の使用者の氏名（名称（代表者氏名））]
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地 目 的 地
	[各市町村名]
備 考	

・ 確認証明書（1通）

< 記入例 >

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		[車両の登録番号]	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		大阪府広域火葬計画に基づく遺体等の搬送	
車両の 使用者	住所	[車検証記載の車両の使用者の住所（所在地）] 電話番号（ ）	
	氏名	[車検証記載の車両の使用者の氏名（名称（代表者氏名））]	
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
	[各市町村名]		
備 考			

・ 車検証の写し（1通）

ハ 市町村契約等車両の場合

- ・ 確認申請書（1通）

<記入例>

様式3号

緊急通行車両確認申請書	
年 月 日	
大阪府公安委員会 殿	
申請者住所 [各市町村所在地] (電話番号) 氏 名 [各市町村長名] 印	
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他（ ）
	名称（ [各市町村広域火葬計画担当課] ）
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）
番号標に表示されている番号	[車両の登録番号]
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	大阪府広域火葬計画に基づく遺体等の搬送
車 両 の 使 用 者	住 所 [車検証記載の車両の使用者の住所（所在地）] 電話番号（ ）
	氏 名 [車検証記載の車両の使用者の氏名（名称（代表者氏名））]
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地 目 的 地
	[各市町村名]
備 考	

・ 確認証明書（1通）

<記入例>

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		公安委員会 印
番号標に表示されている番号		[車両の登録番号]
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		大阪府広域火葬計画に基づく遺体等の搬送
車両の 使用者	住 所	[車検証記載の車両の使用者の住所（所在地）] 電話番号（ ）
	氏 名	[車検証記載の車両の使用者の氏名（名称（代表者氏名））]
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
	[各市町村名]	
備 考		

・ 上 申 書 (1 通)

<記入例>

() 第 号
年 月 日

上 申 書

大阪府公安委員会 殿

[市町村名] 印

大阪府広域火葬計画第3-6の規定により、遺体の搬送等に使用を予定している車両について、大阪府公安委員会で確認を受けたものを用いています。

つきましては、下記の車両について、災害対策基本法第76条第1項に基づく緊急通行車両として届け出たいので、上申します。

記

1 輸送協定先所在地

電話 () 局 番

2 同 名称 (代表者名)

3 車両の登録番号

4 業 務 の 内 容

大阪府広域火葬計画に基づく遺体等の搬送に使用する

5 輸送協定等の内容

別添輸送協定書等のとおり

- ・ 車検証の写し (1 通)
- ・ 輸送協定書等の写し (1 通)

ニ 審査後交付されるもの

- ・ 確認証明書
- ・ 標章